

生駒市教育委員会規則第2号

生駒市教育委員会事務局職員の職の設置に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年3月28日

生駒市教育委員会委員長 中井 公人

生駒市教育委員会事務局職員の職の設置に関する規則の一部を改正する規則

生駒市教育委員会事務局職員の職の設置に関する規則（昭和56年7月生駒市教育委員会規則第7号）の一部を次のように改正する。

第2条中「職員とは」を「職員」とは」に改める。

第3条を次のように改める。

（職員の職）

第3条 生駒市教育委員会の事務局の職員の職の設置については、次のとおりとする。

区 分	職
事務職員	部長、次長、参事、副参事、課長、所長、館長、会館長、主幹、課長補佐、副所長、館長補佐、副館長、副会館長、指導主事、係長、主査、主任、主事、事務員
技術職員	部長、次長、参事、副参事、課長、所長、館長、会館長、主幹、課長補佐、副所長、館長補佐、副館長、副会館長、指導主事、係長、主査、主任、技師、技術員、栄養士
技能職員	主任、副主任、技能員

第4条を削る。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成19年4月1日から施行する。

(生駒市教育委員会の事務局に設置する指導員に関する規則の一部改正)

2 生駒市教育委員会の事務局に設置する指導員に関する規則(平成5年12月生駒市教育委員会規則第8号)の一部を次のように改正する。

第2条中「生駒市教育委員会事務局職員の職の設置に関する規則(昭和56年7月生駒市教育委員会規則第7号)第4条に規定する」を削り、「とする」を「をいう」に改める。